

第 121 回江東区都市計画審議会議事録

(開催日 : 平成 22 年 3 月 26 日 (金))

作成担当 : 都市整備部都市計画課

開催日時	平成22年3月26日(金) 午後2時 (午後3時35分終了)
開催場所	江東区議会全員協議会室
議題	1 豊洲地区の都市計画について（諮問事項） 2 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について（諮問事項） 3 江東区都市計画マスタープランの改定について（報告事項）
会議進行の概要	1 開会 2 諒問事項説明 3 審議（質疑・応答） 4 まとめ・採決 5 閉会
出席者 <small>敬称略・順不同</small>	苦瀬 博仁、島田 正文、篠崎 道彦、松本 みどり、星野 博、高橋 めぐみ、磯野 繁夫、石川 邦夫、甚野 ゆづる、菊池 幸江、添谷 良夫、須賀澤 茂、中島 高志、唐川 和夫、竹口 友章、伊豆 勝行、小幡 良樹、半田 隆久
傍聴人	なし
配布資料	資料1. 豊洲地区の都市計画について 資料2. 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について 資料3-1. 江東区都市計画マスタープランの改定について 資料3-2. 江東区都市計画マスタープラン骨子案に対する区民意見について 資料3-3. 江東区都市計画マスタープラン骨子案修正の概要 資料3-4. 江東区都市計画マスタープラン中間のまとめ（概要）
審議経過	諮問事項1及び2については、全員賛成により妥当とされた。

○会長職務代理 時間になりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様には、年度末で何かとご多忙のところを、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は会長がご欠席でございますので、私が職務代行ということで、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第121回江東区都市計画審議会を開催させていただきます。

なお、本日は委員の2分の1以上の出席が認められますので、本審議会は定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

本日の欠席者及び傍聴者について、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） 本日の欠席者でございますけれども、石黒会長、砂川委員、竹下委員、麻生委員、川島委員、5人の方が本日欠席でございます。

また、傍聴者は本日はございません。

以上でございます。

○会長職務代理 ありがとうございました。

次に、本日の諮問について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） お手元に、本日の都市計画審議会次第というものをお配りさせていただいてございます。これの4枚目に本日の諮問文を添付させていただいてございます。

「都市計画法第77条の2第1項の規定により、下記の件について諮問する。

1. 豊洲地区の都市計画について、(1) 東京都市計画地区計画の変更、(2) 東京都市計画高度地区の変更、(3) 東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更。

(1) につきましては東京都の決定案件。(2)、(3) は江東区の決定案件となってございます。それから、2. 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可についてということで、これは江東区の決定案件でございます。

以上でございます。

○会長職務代理 ありがとうございました。

それでは、これより審議に入りたいと思います。

質問事項 1、「豊洲地区の都市計画について、（1）東京都市計画地区計画の変更、（2）東京都市計画高度地区の変更、（3）東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） 資料 1 をご覧いただきたいと存じます。豊洲地区につきましては平成 5 年 7 月に地区計画が都市計画として定められております。対象区域は、豊洲五丁目、六丁目で、面積は約 102.2 ha であります。

2. 「経緯」であります。これまでの経緯を時系列でお示しをしてございます。平成 5 年 7 月のところをご覧いただきたいと思いますが、都市計画（再開発地区計画・整備方針、区画整理事業）決定告示とありますが、地区全体の都市像や土地利用、整備の方針について定めております。平成 18 年 7 月に、この地区的地権者等で構成されております豊洲地区開発協議会が、「豊洲地区まちづくりガイドライン」を策定したことに伴い、平成 19 年 4 月には、ガスの科学館や東京電力データセンター、豊洲新市場について、また平成 20 年 10 月には 3-2 街区の事務所ビルや住宅、コンピュータセンターについて、街区ごとに詳細な地区整備計画を定めたところでございます。

今回の都市計画の変更につきましては、区議会の防災まちづくり対策特別委員会に報告するとともに、住民説明会、それから案の縦覧を行っております。

3. 「都市計画変更の内容」であります。今回お諮りする内容であります。表に記載しておりますとおり、1-2 街区に区立の小学校を、また 1-3 街区に病院を整備するに当たり、歩道状空地や緑道など地区施設の配置や規模、用途制限などを地区整備計画に定めるとともに、あわせて高度地区の指定の解除と、準防火地域から防火地域へ変更するものであります。

恐れ入りますが、スクリーンをご覧いただきたいと存じます。お手元の資料の 14 ページと同じものでございますが、スクリーンで説明をさせていただきます。

これは地区計画の位置図でございますが、赤い網かけのところが豊洲地区の地区計画の区域であります。赤いポインタでお示しをしておりますここが有楽町線豊洲駅で、ここがゆりかもめの豊洲駅、新豊洲

駅、市場前駅、有明テニスの森駅で、豊洲地区はかつては東京ガス豊洲工場、東京電力新東京火力発電所、東京鉄鋼埠頭、石炭埠頭などが土地利用をしてまいりましたが、現在は区画整理事業により環状2号線、補助315号線延伸工事が進められております。

次お願いします。

これは、先ほど網かけされていました地区計画の区域を拡大したものであります。お手元の資料では15ページでございます。

見にくくて恐縮でございますが、外側の青、または黒い破線で囲まれた外周のところが地区計画の区域でございます。ポインタでなぞっているところでございます。黒い破線で囲ったグレーの網かけのところが既に地区整備計画を定めたところで、5街区と6街区、7街区が豊洲新市場で、2-1街区が東京ガスのガスの科学館、3-1街区が東京電力の変電所・データセンターで、ここの3-2街区が東京電力が事務所ビルや住宅、コンピュータセンターを整備する予定となっております。そして、東電堀を挟みまして、こちらの赤く網かけしたところが1-2街区と1-3街区で、今回地区整備計画を定めるところでございます。

次お願いします。

これは、今回、地区整備計画を策定する街区の地区施設をあらわしたものであります。お手元の資料17ページと同じでございます。

次お願いします。

ただいまの計画図をさらに拡大したものでございます。こちらで説明をさせていただきます。

今回、地区整備計画を定めるエリアがポインタでなぞっているエリアであります。上が1-2街区、小学校で、下が1-3街区、病院であります。地区施設として区道沿いに幅員2mで歩道状空地を、また水辺側と各街区南側には幅員3mの緑道を整備することとしております。

次お願いします。

これは壁面線の制限をあらわしたものであります。お手元の資料は19ページでございます。

次お願いします。

先ほどの図を拡大したものであります。建物を建てる際の壁面後退

につきましては、既にこちらの東側区道沿いは4号壁面が定められております。

次お願いします。

4号壁面は建築物の高さに応じまして道路境界から2m、6m、8m、10m以上の後退となっております。

次お願いします。

こちら運河側には3号壁面が定められております。

次お願いします。

3号壁面は高さ10mから50mまでが緑道から6mの後退、50mから100mで8m、100m以上では10m以上の後退となっております。

次お願いします。

そして、街区の北側と南側の隣地境界には5号壁面が定められております。

次お願いします。

5号壁面は、高さ10mまでは2m、10mから50mまでが6mの後退、50mから100mで8m、100m以上では10m以上の後退となっております。

次お願いします。

これは1-2街区に予定されております仮称豊洲西小学校のイメージであります。南側東電堀方面から見たものであります。お手元の資料では30ページになります。

次お願いします。

用途は小学校で、普通学級18クラス、特別支援学級3クラスで、児童数744名の予定であります。敷地面積は約1万m²、延面積は約1万2,000m²、最高高さは約21m。小学校が地上4階、体育館が地上3階となっており、駐車場の整備台数は5台という計画であります。整備スケジュールは平成24年1月着工で、27年4月の開校予定であります。

次お願いします。

これは1-3街区に予定されている仮称昭和大学新豊洲病院のイメージであります。北側上方から見たものであります。お手元の資料では31ページであります。

次お願いします。

用途は病院で、病床数は414床の予定であります。敷地面積は約1万5,000m²、延面積は約4万4,000m²、最高高さは約53m、地上10階となっておりまして、駐車場の整備台数は162台という計画であります。整備スケジュールは、平成23年3月着工で、25年度の開院予定であります。

次お願いします。

冒頭に説明いたしましたけれども、今回、地区整備計画で各街区の建築物の高さの最高限度を定めることとしてございます。これに伴い、別途定めておりました斜線型の高さ規制であります第3種高度地区の指定を解除することとしております。

第3種高度地区といいますのは、点線で記載してありますのが規制ラインで、北側から10mの高さと20mの高さでそれぞれ規制のラインを超えてはならないというものであります。

なお、今回、建築基準法の改正に伴う規定の整備をあわせて行ってございます。

恐れ入りますが、お手元の資料にお戻り願います。お手元の資料の13ページをご覧いただきたいと存じます。

横にしてご覧いただきたいと思います。これは都市計画図書の変更概要であります。建築物等に関する事項が記載されております。表の左側、区域1、1-2街区でありますが、用途制限として第一種住居地域と同様の制限を行うこととし、マージャン・パチンコ・映画館などが規制されることとなります。また、風俗関係の店舗につきましても同様に規制をすることとしております。そのほか、容積率の最高限度を300%、敷地面積の最低限度を5,000m²、高さの最高限度を25mと定めることとしております。

次に、表の右側、1-3街区では、病院の施設の関係から、用途制限として準工業地域と同様の制限を行うとともに、風俗関係の店舗につきましても規制をすることとしております。そのほか、容積率の最高限度を300%、敷地面積の最低限度を5,000m²、高さの最高限度を60mと定めることとしてございます。

恐れ入ります。資料の1ページにお戻り願います。

4番の「今後のスケジュール」であります、5月に東京都都市計

画審議会で審議され、6月に決定告示を行う予定となってございます。
説明は以上でございます。

○会長職務代理 ありがとうございました。

ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご質問・ご意見がございましたら、ご発言願います。

○委員 意見と質問がございます。

最初に意見を述べます。地区計画の変更の地区整備計画における1-2街区の施設として、小学校のみが用途とされています。しかし、本地区では保育園と幼稚園が必要になると思います。したがって、この整備計画の一部変更を提案します。すなわち、保育園と幼稚園の設置を検討することを要請します。

理由のその1は、今回の1区域と近接して、区域の整備・開発及び保全に関する方針が、同時に定められた2・3・4区域の建築物等の整備の方針等によれば、区域2・3及び4は住宅・業務・商業・文化等の多様な機能が複合した土地利用を図るとされ、容積率も300%から500%が設定されています。したがって、現在の豊洲三丁目・四丁目と同様に、かなりの高層マンションの建設が想定されます。そこには当然に若い夫婦の居住が予想されます。すると、多くの保育園・幼稚園需要が発生するので、これに対応する必要があると思うからです。

理由の2番目は、現状、豊洲五丁目・六丁目には幼稚園・保育園がほとんどありません。認可外保育施設が一つあるだけです。三丁目・四丁目には幾つかの施設がありますが、待機児童がいると聞いております。また、入園できたとしても、五丁目から四丁目に行くには、幅員の広い晴海通りを横断しなければならないということがございますので、危険であると判断します。

したがいまして、単に小学校をつくるということだけではなく、そこに保育園と幼稚園をつくることを要請します。特に、保育園については役所の壁があると思います。その壁を乗り越えて頑張ってつくっていただきたいと思います。

これが意見でございます。

続いて質問にいきたいと思います。この本審議会の前に、江東区の都市計画課は、この地区の保育所の状況について江東区の保育課、ま

た幼稚園の状況については学務課の方に問い合わせをしたでしょうか。問い合わせをされたならば、その状況、回答を今教えていただきたいということです。

○会長職務代理　　ありがとうございました。
いかがでしょうか。

○事務局（まちづくり推進課長）　今、委員ご指摘のように、こちらの開発が進む中で必要な公共施設の配置というのは非常に重要な観点になっております。この豊洲埠頭につきましては、将来、居住人口が1万3,000人、就業人口が4万4,000人という開発フレームでございます。今、委員ご指摘のように、この小学校の周辺には新しい住宅が、土地利用の計画でも計画されているところでございます。今のこの学校の中に保育所、幼稚園というご意見もございました。

ほかの関係部署に問い合わせたのかというご質問についてでございますけれども、こここの埠頭全体の開発の進捗にあわせて、必要な公共施設の整備について府内の検討会を設けてございます。その中で、必要な保育所であるとか幼稚園であるとか、そういうしたものについては全体の中でバランスを見ながら計画を進めているところでございます。

ちなみに、ちょうどこの区域1、東電堀を挟んで区域3のところが開発の計画が都市計画決定されているのですが、その中に幼稚園・保育園などが今計画をしているところでございます。

以上です。

○会長職務代理　　よろしいでしょうか。ありがとうございました。
ほかに、ご意見・ご質問ございますでしょうか。

○委員　　この公共施設等の整備の方針の中に、2番の②になりますけれども「水域に囲まれた貴重な空間を活かして、地区の周囲を巡る親水護岸と連携した連続する歩行者空間を含む水際緑地を整備する」とあるのですけれども、そういう意味では、今、江東区として水際の部分の、そういう親水公園とか、あとは歩道といった整備を基本的には行って、これを読むと、そういうものがつくられていくのかなと考えるのですけれども、今、東京都の方でも「スーパー護岸」とか、防潮堤にいろいろ密接した形でいろいろな施策が行われていると思うのですけれども、話には、防潮堤があって、その横に、この水際を活かした歩道などをつくっても、要は防潮堤が高くあれば、水が見えなくなる。

そういうことが懸念されるのですけれども、その辺に関しては、どのように考えて行っているのか伺います。

○会長職務代理 事務局、お願ひします。

○事務局（まちづくり推進課長） 今の水際の遊歩道、歩行者ネットワークという件でございますけれども、こちらの埠頭につきましては「豊洲晴海開発整備計画」という、まちづくりの上位計画がございまして、その中で、この水辺につきましては、「ウォーターフロントプロムナード」といった名称で、ぐるりと、こここの水辺については歩行者ネットワークを確保する。

今お話がございましたように、護岸は高い位置にございます。そこもかなり厚みを持った、幅30mとかの護岸になりますので、その中でまた傾斜を設けて水辺の方に、低い位置についても歩行者ネットワークを確保して、そこに連続性を持たせるといったもので、それぞれの開発の中で、また具体的にはなっていくのですが、基本的には、そこは水辺に親しむ空間にするという計画の位置づけがございます。

以上です。

○会長職務代理 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに、ご意見・ご質問ございますでしょうか。

ないようですので、それでは、早速で恐縮ですが、まとめをしたいと思います。

本案については、妥当である旨を答申したいと存じますが、賛成の方、挙手をお願いできますでしょうか。

（賛成者挙手）

○会長職務代理 ありがとうございました。全員賛成でありますので提案のとおり決定いたします。

なお、区長あて答申文は本職にご一任いただきたく思います。よろしくお願ひします。

では、次に、諮問事項2、「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可について」につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） 続きまして資料2をご覧いただきたいと存じます。

1ページでございますけれども、建築基準法第51条の規定と申し

ますのは、ごみ処理施設等を建築する場合には、あらかじめその位置、建設場所が都市計画決定されていることが原則でありますけれども、決定されていない場合には都市計画審議会の議を経て、建築の許可をするというものでございます。

今回の施設につきましては、既に許可を取得し稼働している施設でございますが、処理量や処理方法等の変更に伴い、新たに許可が必要となったものであります。

1. 経緯であります。本施設は一般廃棄物と産業廃棄物の処理施設でありますが、今回一般廃棄物の処理にかかる部分で変更が生じるため、一般廃棄物処理施設の建築にかかる特定行政庁である江東区長あてに許可申請が提出され、都市計画審議会に付議をするものでございます。

2. 申請者は、有明興業株式会社であります。

3. 申請施設と許可の年月日であります。若洲二丁目にあります二つの施設について変更を行うもので、それぞれ平成18年と平成12年に許可を受けて建設された施設であります。

4. 施設の概要であります。二つの施設とも、種類は一般廃棄物処理と産業廃棄物処理の施設であります。用途地域は工業専用地域であり、また港湾法による臨港地区、工業港区の指定がされてございます。建物の概要は記載のとおりでございます。

それでは、恐れ入りますが、スクリーンをご覧いただきたいと存じます。これは位置図でございます。吹き出しで記載しておりますが、赤い箇所のリサイクルポートと、青い箇所の若洲工場の二つの施設が、今回の申請施設の場所でございます。木材埠頭の南側に位置し、東京湾に面しております。また、道路を挟んで若洲海浜公園、若洲ゴルフリンクスゴルフ場となっております。

次お願いします。

二つの申請施設の間には使用済家電製品のリサイクルを行っている東京エコリサイクルが立地しております。

次お願いします。

施設配置図でございます。お手元の資料の5ページと同じものであります。左側がリサイクルポートで、処理棟、事務所棟、そして、ここが自動車解体棟を含むヤード棟であります。処理棟につきましては

屋上緑化をしております。敷地面積は8, 551m²、延床面積の合計は4, 994m²であります。右側は若洲工場で、ここが工場棟、下のここが事務所棟となっております。敷地面積は8, 991m²、延面積の合計は4, 028m²であります。

次お願いします。

これは施設を北側から見た写真であります。ここが若洲キャンプ場、その向こうのここが若洲ゴルフリンクスであります。左のこれがリサイクルポートであります。ここが処理棟、ここが事務所棟、ここが自動車解体棟を含むヤード棟であります。右側のこれが若洲工場であります。手前が工場棟で、奥のこれが事務所棟であります。真ん中の施設は東京エコリサイクル株式会社で、家電の処理を行っております。

次お願いします。

事業内容であります。お手元の資料2ページと同じものでござります。現行の内容と変更後の内容を記載しておりますが、下線を引いたゴシック文字の部分、一般廃棄物の廃プラスチックの処理について今回変更をするものであります。一般廃棄物でありますが、現在、廃プラスチック類について日量約16tの圧縮処理を行っております。これを約133t、内訳では、圧縮48t、固形燃料化85tに変更するものであります。

圧縮につきましては、現在、江東区が行っております容器包装プラスチック回収について、区の清掃車が持ち込んだものをリサイクルの基準に合うよう処理をしているものであります。現在、1日8時間の稼働で16tの処理量でございますが、年末年始などの繁忙期には上限である16tに迫る処理量となっていることから、今回、稼働時間を24時間とすることで回収量が多い時期でも安定的に処理できるよう変更申請が出されたものであります。

また、容器包装プラスチックの回収に伴い、リサイクルの基準に合わないプラスチックなど一般廃棄物の廃プラスチック類についても、固形燃料の原料とすることができるよう固形燃料化の申請があったものであります。

なお、今回の変更に伴い、施設の増設等はございません。

次お願いします。

次に若洲工場であります。若洲工場につきましても、一般廃棄物の

廃プラスチック類の圧縮処理で日量約72tの処理を行えるよう許可申請があったものであります。これは、先ほどのリサイクルポートの容器包装プラスチック処理の設備の点検時や、故障時のバックアップ施設として申請があったものであります。若洲工場につきましては圧縮のための機械を1台増設する予定であります。

なお、若洲工場につきましては、圧縮処理についてリサイクルポートのバックアップのため24時間稼働としてございます。

次に、最下段でございますが、「今後の予定」であります。今年1月から若洲工場の設備工事を行う予定となっております。

次お願いします。

最後に、容器包装リサイクルにつきまして説明をさせていただきます。

容器包装リサイクルといいますのは家庭から排出されますシャンプーや洗剤のボトル、コンビニの弁当の容器などにつきまして、リサイクルの促進等により廃棄物の減量化と資源の有効利用を図るため、容器包装リサイクル法という法律を制定し、構築されたシステムでございます。この法律の特徴といたしましては、従来は市町村だけが責任を担っていた容器包装廃棄物の処理について、消費者と市区町村、事業者の3者の役割分担を決め、一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むとしたところであります。

まず、消費者は購入した製品に使われていた容器包装を分別のルールに従って排出します。実際にはリサイクルしやすいように、汚れているものは水洗い等をして排出をいたします。それを区市町村は分別収集し、リサイクルの基準にあった品質にした上でリサイクル事業者に引き渡します。リサイクル事業者が再商品化等を行うわけですが、この費用については容器包装の製造、あるいは使用した製品メーカーが負担する仕組みとなっております。

今回、許可申請のあった施設は、区が行う分別収集の保管場所であり、リサイクルの基準にあうよう圧縮処理をし、リサイクル事業者へ引き渡す業務を行っているところでございます。

説明は以上であります。

○会長職務代理 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問・ご意見があり

ましたらご発言願います。

どうぞ。委員。

○委員 最後の容器包装リサイクル法の仕組みのところの説明で、事務局から、たしか途中で洗浄の部分の説明があったと思うのですけれども、ここでは洗浄はないという認識でよろしいのでしょうか。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） 処理工場ではいたしません。

あくまで消費者、住民の方が洗っていただいて、それを資源としてお出しitただくと、こういうことでございます。

○委員 わかりました。

あわせてですけれども、こういう増設、処理量の増加等では結構いろいろ難しい問題が出てくるケースがあるのですが、この場合には、恐らく、東京都の環境影響評価の絡みでも一定量以下ですよね。その基準以下と考えてよろしいのでしょうか。

それが1点と、たとえ環境影響評価の基準に達しないとしても、徐々にこういうものがどんどん個別でふえていくことに対して、今後どういう対処をするのかということが一つ。たしか、2008年だから平成20年に生物多様性への基本法案が通った中で、環境アセスを開発前に義務づけるような動きがあったかに思うのですが、そういうことを、新しく環境への影響に関しては、かなり厳しい目が生物多様性の問題とかいろいろ出てきていますので、それへの対処を過去の基準なのでとはいながら、細かな規定は生物多様性の法の中には規定されてないと思いますけれども、今後はどう対処をしていくのか。

それと、先ほどの第1問目の話に戻りますけれども、個別で基準値以下のものを数つければ、結果的には同じようなボリューム、基準を超えるような形になってしまい、その辺の行政的な規制の、悪意あるそれらの点に関しては、何らかの規制的な手立てなりを考慮していかねばならないのかなと思うのですが。環境行政は、これからどんどん、いろんな新しいアイテムが入ってきますので、過去の基準値だけの話ではなくて、今後、江東区としては、こういう環境ビジネスに関してはどのような姿勢を持っていくのだというあたりの、今後の展望みたいなものがあれば教えていただきたいのですが。

○会長職務代理 いかがでしょうか。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） まず、アセス対象かどうかと

いうことでございますけれども、対象ではございません。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の許可は必要でございます。

こういった処理施設が個々にどんどんふえていった場合にどうなるか。区としての考え方、方向性ということでございますけれども、当然、今回これは建築基準法に基づいた形での申請があって、それを今回、本審議会にお諮りをする。本審議会では、都市計画上の見地から、果たして、この位置が適当かどうか、ふさわしいかどうか、こういったことでご審議を願うといったことでございまして、直接的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、また今回の容器包装リサイクル法とは直接的には、次元的には別でございますけれども、江東区はリサイクルの先進的な取り組みを行っているところでございまして、やはり循環型社会をつくっていく、これは大切なことでございます。

区としても、そのほかにリサイクルパーク等を新木場にも用意をしているということで、区としては積極的にリサイクル、環境資源を大事にしていくといった姿勢にはございます。

ただ、委員ご心配をされておりますように、個々の施設が多く出てきた場合に、総量として、いろいろな環境面での問題があるのではないか。これは確かにそのとおりかと思います。それで、今回はそれぞれ、内容につきましては先ほど説明させていただきましたけれども、この容器については洗浄も行わないということでございますので、ただ、プラスチック類を家庭から回収したものを圧縮処理をするということでございます。そういう面では特に問題は生じないだろうと考えてございます。

○会長職務代理 よろしいでしょうか。

○委員 都市計画行政としては、それでよろしいかなとは思うのですけれども、今後、環境業務が変ったときに環境行政のところで申請手続等々と、また開発に絡めてそのたびごとに環境関係のセクターはセクターでとると、いうわけにはいかなくなるわけですから、建築行政の確認申請というのは結構重要なポイントなんですね。

そういうことからすると、ここで書かれているのは、単に処理能力がふえました、施設が若干ふえました等々の申請だけでいいのかという議論は今後も詰めていく必要があるだろうし、恐らく、建築基本法も、いろいろと議論がされているところでしようけれども、具体的に

基礎自治体としては、確認申請というのはもう少し多様に、もっと他の分野にも律するような運用の仕方を考えていいのかなという気がしないでもないです。

その辺のところは関係者と議論していただいた上で、基礎自治体が確認申請を受けるときに、そういう姿勢をどこまで示せるのかというあたりが、勝負所になると思うので・・・。その辺は、都市計画行政でやるところは、ここまでだというふうに、自分で自己規制してしまうような仕掛けじゃない対応というのは、庁内の各関係セクションも含めた、ある種の気持ちにまで高められればいいかなと思いました。

それは言ってみれば、行政内部の人材の多様化といいますか、そういうことも含めた新たな時代における行政マンのあり方みたいなところに帰着するとは思うのですが、それを規定だからというところでふたをかけるのではなくて、もっと前向きに、業者が提出されるときに、そこまでを含めた届出をさせるとか、何らかの形でのステップアップを考えるべき時代になってきたのかなという思いがありましたので、そのように問い合わせてみました。

もちろん、都市計画行政としてのやり方は特に問題はないとは思いますけれども、今後の進め方としてはそういう姿勢があるべきではないかなということを、意見として申し上げた次第です。

○会長職務代理　　ありがとうございました。そういう場面はだんだんふえてくると思います。私も、ぜひ区の中で議論していただければありがたいと思います。貴重なご意見、どうもありがとうございました。

ほかに、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

どうぞ。委員。

○委員　　それでは、まず経緯のところですけれども、「処理量、処理方法等の変更に伴い」という形で、今回こういった形での、新規で許可になっているのですけれども、処理量に関しては基本的にはどんどんふえてきているのでという部分はわかるのですが、「処理方法等の変更に伴い」というのはなぜなのかお伺いをさせていただきます。

中身の方で見ますと、若洲工場の方で圧縮という処理方法が新しく入っておりますけれども、まず若洲工場に関しては、1日1,307tで、リサイクルポートに関しては廃プラスチックですけれども16t。要は2%にも満たない形の部分がリサイクルポートでこの処理を

今まで行っているわけでありますけれども、そうなると1,307tの中で、どうしても余って、それがリサイクルポートの方で処理をせざるを得ない状況になったのか、伺いたいと思います。

あと、リサイクルポートの方で固形燃料化、紙くず、また除草くず固形燃料化で、さらにこれから廃プラスチック類の固形燃料化が85t行われていくわけでありますけれども、この処理能力等のその他の中に固形燃料製造、これは今までの現行ですと紙くずと除草くずだけですので、1日の処理能力が108tで間に合うわけでありますけれども、これから先、廃プラスチック類の固形燃料化85tが入つてくると、1日の処理量が、現状としてはどんどんつくられていって、固形燃料の製造が間に合わない状況になっていくわけであります。

この辺に関しては、それでもう基本的にそのまでやっていくのか、今後、拡充の方向があるのかどうか、お伺いをいたします。

○会長職務代理 事務局、お願いします。

○事務局（技術担当部長（都市計画課長事務取扱）） まず、この処理方法の変更等と申しますのは、現在、容器包装リサイクル法に基づいて回収いたしました容器類を、現在は圧縮だけを行っているということでございまして、その圧縮に加えて固形燃料化も行っていく。この固形燃料化と申しますのは再利用できない、再商品に向かないような汚れたものが混入したものについては、それを再資源化ではなくて固形燃料化の方に振り向けるということでございます。

この1,307tの、若洲工場の廃プラスチック類の破碎でございますけれども、これは廃プラスチックと金属くずの合計の破碎が既に行つてございまして、これは容器包装リサイクル法に基づく回収のものではないものでございまして、容器包装リサイクル法と申しますのは、先ほど冒頭申し上げましたけれども、シャンプーの容器だとかコンビニの弁当箱だとか、こういったものをリサイクルする。そのリサイクル商品にはマークがついておりまして、プラという1cm角ぐらいの表示のサインがついております。それ以外のプラスチック類は一般の廃プラスチック類ということで、そのまま直接再製品には向かないというもの。同じ廃プラスチック類という言葉を使いましても、商品化のその先々の行き先が別々になるということでございます。

それから、固形燃料化の関係でございますけれども、これは機械の

能力がここまでできるということでございまして、現状でどのくらいまで固形燃料化をする能力があるかということで、容器包装プラスチックについては、今のところまだ実施はしておりません。機械の能力としては、ここまでが最大ということでございまして、当然、これでもし処理ができないということであれば、また何らかの対応が出てくるのかなと感じております。

○会長職務代理 ありがとうございます。

ほかに、ご質問・ご意見ございますでしょうか。よろしうござりますでしょうか。

ご意見・ご質問がないようでございますれば、このあたりでまとめをしたいと思います。

本案については、妥当である旨答申したと存じますが、賛成の方は拳手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○会長職務代理 ありがとうございました。全員賛成でございます。

全員賛成でありますので、提案のとおり決定いたします。

なお、区長あて答申文は本職に一任いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、報告事項でございますが、報告事項1「江東区都市計画マスタープランの改定について」につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（特命担当課長） それでは江東区都市計画マスタープランの改定についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料3-1をご参照願います。

まず、1の「改定の状況について」になります。前回の本審議会に骨子案をご報告した後、その後、区民への意見照会、都市計画マスタープラン策定会議、関係所管とのヒアリングなどを経まして、今回、中間のまとめ案をご報告させていただくものでございます。

区民からの意見につきましては、交通、水辺、環境に関する意見、生活に密着した施設に関する意見などをいただきました。詳細は資料3-2に取りまとめております。

次に、2の「中間のまとめ（案）」についてです。お手数ですが、資料3-3 江東区都市計画マスタープラン骨子案修正の概要をご参照

願います。こちらは、前回ご報告した骨子案から、今回の中間のまとめ案を作成する際、修正した箇所の概要になります。

それでは、各項目ごとにご説明させていただきます。

まず、2の「改定の視点」におきましては「都市計画上の用途の混在によります生活環境への懸念がされる」ということを追記いたしましたり、「人口推計を進捗計画の最新データに変更する」などをいたしました。

3の「まちづくりの将来像」におきましては、六つの都市核の都市機能の内容をそれぞれの特性や将来像を踏まえながら、例示したりいたしました。

4の「部門別のまちづくり方針」におきましては、まず、4-1「水と緑の都市づくり」の中では生物多様性に関する記述を充実いたしましたり、緑の基本計画と連携しました緑の動脈やネットワークなどの例示をいたしております。

4-2「美しい都市づくり」におきましては、平成20年に、本区は景観行政団体としての指定を受けたということを加筆いたしましたり、都市軸、水彩軸、湾岸軸ごとの景観形成の方策などを追加いたしました。

4-3「環境都市づくり」におきましては、次の2ページをお開きください。各分野における省エネ、再生可能エネルギーのほか、まちづくりにおける環境配慮の記述などを大幅に充実いたしております。

次に、4-4「観光・交流都市づくり」におきましては、歴史的な施設、水辺、レクリエーション等、商店街や物流といった産業を活かして地域の魅力を高めていくことや、国際的な観光や交流の視点を追加したほか、身近な交流拠点となる商店街の魅力づくりという項目の新設などをいたしております。

4-5「交通都市づくり」におきましては、地下鉄8号線延伸を視野に入れましたまちづくり、路線バスの充実や生活道路ネットワークや自転車利用環境の向上などについて追加いたしております。

4-6「安全・安心都市づくり」におきましては、災害時における防災まちづくり、あとは事前復興という視点を強化いたしまして災害に強い都市づくりを進めていく面の修正や、ユニバーサルデザインの視点から生活空間全体を総合的にとらえたネットワーク形成などの

追加をいたしております。

そして、前回お示しいたしました骨子案に、主にこれらの修正を加え、資料3-4が中間のまとめの概要、資料3-5は本編となっております。

お手数ですが、資料3-1にお戻りください。

次に、中段の3の「地区別のまちづくり方針の策定」についてご説明させていただきます。

(1) 「位置づけ」につきましては、この各地区におけるまちづくりを進めるためのガイドラインとして、この地区別のまちづくり方針を位置づけていきます。

(2) 「地域及び地区の区分」についてですが、出張所の区域をベースに、居住状況、都市計画、地形地物などを考慮しまして、深川、城東、南部の三つの地域に分けまして、それぞれ二つに分けて、合計6地区として検討を進めてまいります。

(3) 「地区別のまちづくり方針の内容」につきましては、各地区ごとに現状と課題を整理した上、将来像をお示しするようにしてまいります。また、前回ご説明いたしました8カ所の戦略モデルにつきましては、住民が住んでいない湾岸地区を除きまして、5地区すべての地区で区民との協働によるまちづくりを先導的かつ継続的に進めるため、まちづくりモデルとして実施してまいります。

(4) 「検討方法」につきましては区民視点によるまちづくりを進めるため、芝浦工業大学の3名の教授を中心に、住み、働き、活動している人や、来月の区報などで公募いたします公募区民、このような方々で構成されましたワークショップを設置いたしまして、地区別のまちづくり方針を検討してまいります。

最後に、4の「今後の予定」についてです。6月から秋ごろまでの間に各地区5回程度のワークショップを開催いたします。12月には全対案を取りまとめてパブリックコメントを行います。そして、平成23年3月に策定する予定となっております。

都市計画マスタープランの改定に当たりましては、昨年の5月から学識経験者、地域の代表、公募区民などによる策定会議を中心に議論を重ね、区議会、区民へのアンケート調査、意見募集を経ながらまとめてきたものでございます。引き続き、広く区民の参画を募りながら、

区民・関係者と一緒に策定を進めてまいります。

私の説明は以上でございます。

○会長職務代理 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの報告につきまして、ご質問・ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。委員、どうぞ。

○委員 資料3-5、52ページ以降でまとめられている4-4観光・交流都市づくりについて意見がございます。標題を読ませていただきますと「地域の魅力を活かした都市型観光の創出」となっています。当然創出という概念については本文内でいろいろ書いてありますが、いわゆる発信するという概念がほとんど感じられません。一部にPRという言葉が散らばっているだけです。

観光やまちづくりというのは、ある意味、他地区との競争でもあるわけです。これで勝ち抜いていくことが、まちづくりにおいては大事なことであるわけで、それを目指す計画ということも必要があると思います。それがこの計画では感じられないんです。

先日縁があって、東京商工会議所による「東京の都市型観光資源の開発と発信」というシンポジウムに参加しました。配布された資料が、今日現物を持参したこの黄色い「都市型観光資源メニュー集」というものでした。これには東京都の中の観光情報55件が紹介されております。地区別に分析してみると、23区のうちの15区と2市の情報が載っていました。残念ながら江東区の情報は何も載っておりませんでした。

東京商工会議所では、「本紙の情報について」として『ここに掲載している情報は、「我がまちの自慢」として地域の方々から教えていただいた観光資源です。東京商工会議所では、「地元発」のユニークな観光資源の情報を集めております。引き続き、皆様からのご推薦をお待ちしております』と、書いております。したがって東京商工会議所は前から各区に、こういう情報をくれないかと言っていたはずなのです。

このシンポジウムの基調講演者というのは立教大学の教授でしたが、JTBの役員でもあるのです。利用方法を聞くと、JTBでは、『東京各地区への観光客を集めるために、このようにして地元の皆さんから上がってきた情報をを利用して、各まちを案内すると云うことでした。

またそのために「じゃらん」という情報誌をつくり上げたり、あるいはツアーの内容をつくったりしている』ということでした。

これでもう皆さんよくわかったかもしれませんけれども、要は、今このままの4-4の計画内容だと、はっきり言って絵に描いた餅になってしまうと云うことです。もっと商売人の皆さんの立場に立ってまちづくりというものを考えなければいけないのでしょうか。商売人の皆さんの厳しい状況を積極的に理解して計画策定すると共に、実践することを期待します。

そこで文章としての正確さを欠くことや細かいことになってしまうことを恐れず大胆に本文修正ポイントを指摘すると、P52の上から2行目「地域の魅力を活かした都市型観光の創出」を、「・・・創出と発信」と修正した方がいいと思います。

それから、52ページの中段、重点項目赤字部分を「観光ルートの整備や地域資源の有効活用と発信による都市型観光の振興」として「と発信」を入れた方がいいと思います。

あと54ページでは、上から6行目、○の部分では「地域のにぎわいの創出のための取組みと発信の支援」とするのが良いと思います。これは江東区役所が発信を支援しますよということの意思表示です。創出の支援だけでなく、区役所自体が発信業務に積極的参画をする意味で「発信」という言葉を入れていただきたいと思います。

それから、その下、10行目、「住民や商店街、企業が連携した地域主体の活動（祭り・イベントなど）を区外へも発信すべく努めたり交流空間に面した施設のギャラリーとして開放などを誘導します」と直すのが良いと思います。

参加シンポジウムには、いろんな区の観光協会の会長なども来ていました。それで、墨田区の観光協会の理事さんは「墨田区は葛飾北斎をフランスに広める」と述べていました。これはホラが半分だと思いますよ。だけどそういう心意気が大事だと感じました。またそのような発言が平気出来るようにしている墨田区の環境づくりが優れているのだろうとも感じました。

江東区の施策で見ると、区報で深川飯を紹介したって需要は劇的には伸びません。区外への発信にもっと注力したほうが良いと思います。芭蕉館を例にあげれば、江東区としてもっと積極的に区外に打って出

せばいいわけです。日本俳句協会だとか、そういうようなところと提携して、そういう人達を連れてくるとか、俳句という文学が、海外の人にどれだけ受け入れられるかわからないけれども、それに対して積極的に打って出させるだとか、今そういうことを区役所が考える必要があると思います。僕はその関係で東京商工会議所江東支部のホームページを読みました。そうすると、区役所の方にいろいろと要望しているではないですか。

以上です。これ以上時間をとらせて冗長となりますから、意見として述べさせていただきました。

○会長職務代理 ありがとうございました。ご趣旨は、観光・交流について、もっと情報発信をするようなことを書き入れた方がいいという理解でよろしいですね。

これは、資料3-1にも書いてございまして、これが中間のまとめですから、また委員さん始め、いろんな方たちのご意見をいただきながら進めていくことになるのだろうと思いますので、今後とも貴重なご意見をよろしくお願ひいたします。

ほかに。はい、委員。

○委員 今のご意見とも絡むんですけれども、こういうふうなマスターplanをつくるときに、どうしても最近の傾向として、おいしいところを書き過ぎる。つまり、危機感が出てこない。ましてや、江東区の場合には財政的にも問題ないし、一人当たりの公園面積とか、いろんな条件を見ても、他区と違ってアドバンテージがあります。また、さらに新しい土地を生み出すのは江東区ぐらいですから。そして、新しい開発余地もまだまだある。産業の転換用地もまだある。江東区というのは、これから先を考えたら、ほかの区と比べたら、それは圧倒的にいいアドバンテージを持っている。

とは言しながら、ここでマスターplanで書かれている中身は、どうも、地域の人たちとかそういう人たちに、さっきも戦略論がないという言い方をしていましたけれども、戦略が見えてこない。一緒になってやろうという気になるような問題提起、今はこういう条件でいいけど、これから10年後、20年後になったときに、この案であるわけはない。そうなったとき、今の元気がいい江東区の段階で、こういう手を打っていくというような先を見据えたメッセージが出てこな

いと市民が踊らないですよね。先ほど商工会議所の云々の話もそうですけれども。

だから、そのマスタープランの書き方が、今までの前例を引き継ぎ、もしくは東京都の案件を引き継ぎ、いろんなところの条件を気にして、特に問題はないと、各関係者に損はない形で取りまとめ過ぎてしまうと、どうしてもそこに、「ああ、そんなもんかな」と市民が思ってしまう。まだまだやらなくちゃならないことたくさんあるにもかかわらず。

そうすると、行政側の内部でも、少しそういうDNAが変わってきまして、「ああ、江東区というのは、なかなかすばらしいところだな。いい施策もやっているんだ」と。そうすると、手のつきやすいところだけまずやっていくことに終始しかねない。大変だと思うところまでは取り組んでいかないという側面が出てくるのではないかと懸念します。

マスタープランの中では、むしろ、かくかくしかじか、これだけの、過去10年にこんないい施策を打ってきた。ただ、こういうまだ課題が残っていますねと、課題が残っている部分をもう少し鮮明に打ち出して、これは行政だけでは何ともできないから、市民の皆さん頑張ってくださいという仕掛けを語るべきではないかなと思うのです。

JTBじゃないですけれども、JTBのフロントに置いてあるような地区の紹介するようなパンフレットに近い中身になり過ぎてはいやしないかと。

これから2年目に入りますから、そのマスタープランの具体的な中身の方になるのでしょうかけれども、その基本的な姿勢のところをもう少し変えた方が、恐らく府内内部でも議論が起きる素地をつくりにくいのではないかという気がしてしようがないんですね。

きのう、たまたま新政権が「新しい公共」という会議をやってました。もう今日の段階でのビデオが、金子郁容さんが座長になった内容がみんなアップされています。皆さんも見ていると思うんですけども。そういう議論を計画づくりの前の段階でやるべきではないでしょうか。恐らく、マスタープランのところでも整備計画をかためる人たちが、それなりの検討をしているプロセスはよくわかります。そこに市民も参加しているのがよくわかりますけれども、それが既定路線

の中で、とげが抜け落ちちゃっている気がしてしまうがありません。

したがって、そういう意味からも、こういうきちっとしたペーパーになる前の段階で、侃々諤々、もう少しとげがある議論を、問題をえぐり取るような材料を行政側から提供した方が、私はいいような気がしてしまった。

こここの審議会ではないですけれども、私も何回かいろんな審議会に顔を出していますが、行政内部の中でそういうものが、5年後、10年後の後に、その施策のよしあしを検証するとき、このアイテムだと少しつらそうだからこのアイテムにしてくださいというような発言が内部から出てくるような事態も・・・。そういうようなところで、市民委員も、それに対して何の抵抗も示さないという、変な言い方ですけれども、審議会そのもの、議論のプロセスそのものが、パフォーマンスになってしまっている。そうではないための、議論できるようにすべきではないでしょうか。

恐らく、前回の「新しい公共」の議論のではなくて、半月ぐらい前の議論の中でもどなたかが言っていましたけれども、文科省も「新しい審議会というよりは、審議ではなくて熟議」と言っていましたね。だから、議を熟さないことには・・・。会議そのものが審議にもなっていないし、単に既に案件として東京都からもらえたものを、それをたまたま了解するというだけの会議になりかねない。

それも江東区さんサイドからも、本当ならば発信していかなくてはならないものも自己規制してしまうような内部意識になりかねないので。そのところは市民参加という手続論だけに終わらず、本当の市民参加のためのプログラムをやっていくのがよろしいのではないかと思う。

そういう意味からすると、今、「発信」という言い方をしましたけれども、その内閣府がああいう形で映像を、議論しているところから国民の皆さんにアピールする。ましてや政務三役会議を、総務省などは全部ビデオで撮ってオープンにするという言い方をします。議論の過程をちゃんと明らかにして、どこでどういう人がどういう発言をして、どういう議論で、どういうまとめ方になってきているというのを明らかにするような方向でいかないと・・・。恐らく、前年踏襲、今までどおりでやるのが一番楽に決まっていますが、そうではない新しい

い地域社会のあり方を考えて、江東区がまだ元気なうちに・・・、まだまだ問題は抱えていると思います。マンション問題は、これから江東区は頭の痛い問題になると思いますので。

そういうことを考えたら、この10年後、20年後の先を見据えたレポートなり、問題意識を共有するポジションをちゃんと固めた方がいいかなという気はします。

以上です。

○会長職務代理 貴重なご意見ありがとうございます。

何かございますか。よろしいですか。

私もマスタープランのお手伝いをしているわけですが、「江東区未来会議」というのが何年か前から始まって、もちろん不十分なところはあるかもしれませんけれども、区民の方たちの意見は相当長期にわたって議論を侃々諤々としていただきながらきているという感じはしています。ですから、他区のつくり方とは、江東区は大分先進的ではないかというふうには少し思っておりますけれども、まだまだ足らないとすれば、そういうことを取り組んでいった方がいいのかなと個人的には思います。

議事録も多分公開されていると思いますので。決して議論を見せてないとか、そういうことはないと思いますんで、その辺は誤解のないように。

○委員 会長代行さんから、そういうふうに言われたら、二の矢がつけませんけれども。ただ、審議会の中身がオープンにされたところで、その前の素案をつくっている過程の中身の議論が私は重要だという気がするのです。こういうふうになってしまってからだと、それは事務局さんを混乱させることのようなことしか言えませんでしょう。

○会長職務代理 そういう貴重なご意見のもとで、またより改善していただければありがたいと思います。

ほかに、ご意見・ご質問ございますか。

○委員 前回の私の質問の後、副区長の発言で答弁が遮られてしまいました。幅広く意見を聞くというこの会議の性格からして非常に不適当だと、私は率直に指摘しておかなければならぬというふうに思います。だからと言って最初から蒸し返すつもりはありません。

この新たな中間のまとめの案を見ますと、前回も私が質問した中で、

都市機能というのは何なのだと。これについては書きかえがやられてわかるようになったかなと思いました。例えば東陽都市核で言いますと業務機能等の整備誘導となっておりますし、あるいは南砂ですと商業・業務・物流と、あるいは居住、こんなふうに内容的には非常にわかりやすくなりました。

しかし、そうすると、この3-2の35ページから36ページに至るところですが、今でさえ深刻な東西線の混雑。役所に通ってくる人たちからも、この東陽町の駅舎については改善をしないと危険だという指摘までされていたかと思います。これについての、きっちとした考え方を示しておかないと、交通対策はどうするのだというやつがあるのだろうと思うのです。これには、南北交通に対してはありますけれども、現にパンク状態にある東西交通の今の現状をどうするのか。あるいは、少なくとも問題意識ぐらいはきちんとしておくべきだろうと思いますけれども、そのところ。それで、ぜひこれはお答えいただくと同時に、記載もしておいてほしいと思うのです。

それからもう一つは、人口について今後20年間で63万人、今から18万人ほど増加をすると、こんな見方が冒頭に示されました。これが追加のところだと言いましたけれども、しかし、どこでふえるのかといえば、今でも学校や保育園が足りないという深刻な豊洲だとか、それから南砂周辺だとか、そういうところだろうと思います。

しかし、そこで、そういう人たちの対応をどうするのだということが、やっぱり何も示されていないのです。保育園だったら、例えば3,000人人口がふえたら認可保育園1カ所1園つくるとか、人口1万人ふえたたら学校一つつくるとか、それから、それに対する土地はこういうふうに確保するとか、少なくとも人が普通に暮らしていく上での必要な公的施設整備をどうするということぐらいについては、何らかの考えを示すべきだというふうに思うのです。

そうしないと、今もそうですけれども、さんざん苦労したような保育園が足りないという現状、同じようにまた起こして、またその土壇場になってじたばたすると、こんなふうなことになりかねないし、結局、最後に苦労しているのは区民ということになりますから、そういうところも、きちんと都市計画という以上は示すべきだというふうに思いますけれども、伺いたいと思います。

○会長職務代理　　いかがでございましょう。

○事務局（特命担当課長）　　まず、東西線の東陽町駅、あと南砂駅の混雑状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、東西線の特に東陽町駅は今大変な混雑しています。南砂の駅も混雑するというのは把握しております。今回、この都市計画マスタープランは、先ほど委員の方からもお話をあったのですけれども、まちづくりをしていく上で、つくる方に主眼がどうしても当たっているのですが、今回、この都市計画マスタープランは、そういった、先ほども委員の方からありました保育園とか幼稚園、人が住み続けられるような形、そのような形の施設も配慮しながら、この都市マスの中でなるべく配慮しながら記述しているというのが今の実態になっております。

そういう中で、今、委員からご指摘のありました駅のそういったものにつきましても、現時点での都市マスに、そういうものの見越しながら、そういういろいろな計画を進めていくというような形での書き込みの方になっておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

現時点の東陽町駅の部分の混雑の状況につきましては、引き続き東京メトロの方に申し入れていきたいと考えております。

次に、人口増の話になります。確かにこの人口増は、先ほどの駅の話から始まりまして、いろんなところについて影響を与えている。それは江東区のマンションの急増の問題のときに、いろいろ区民の方々にご迷惑をおかけしたというような形では、私ども認識しております。

今回、この都市計画マスタープランの中で64ページになるのですけれども、「住み続けることができる都市づくり」ということで、「居住ニーズやライフスタイルの多様化に対応した安全・安心な魅力ある都市」というような形の項目を設けさせていただきまして、その中で、まちづくり、都市づくりという部分の中では、「新たに住むことになる人たちのニーズを把握しながら、保育所や小学校、医療施設などの生活利便施設の設置、誘導を関係機関に働きかけていきます」と記載されているとおり、そういういろいろな計画にあわせまして、人が住むのに必要な施設も整備できるような形での基本計画、マスタープランというような形にして、対応していきたいというふうに考

えております。

以上です。

○会長職務代理　　いかがでしょう。どうぞ。

○委員　　まず、東西線の交通関係ですけども、やはりメトロに申し入れるというのは当然なのです。今現在ああいう事態ですから。しかし、将来さらに人口がふえるということになりますと、このままだと、私の目から言えば単なる呼び込みなのです。それに対してどうするかという交通対策上の対応が全くない。率直に言って私はそう思います。

そういう点で、あるいはこういう人口がふえるという見通しを持つのであれば、少なくとも交通対策についても、そのことをきちんとやるべきだと。それから、保育園・学校についても、やるのだとありますけれども、後でバタバタしなくていいように、今でもバタバタして、それでも今年も1,000人超えるような保育待機児が出ているではないですか。これは何年も続いているのです。

こういう事態を招かないためにも、やはり、ある一定の人口に対してこれぐらいの施設、こういうのをつくっていくのだという考え方を、きちんとまず持つべき。そうしないと、結局、マンションが開発業者あるいは地権者の思いどおりにつくられて、最後はそういう施設をつくる場所がなくなってくる。こんなことになりかねないです。だから言っているのです。そのところを、だからきちんと位置づけるべきだと。再度求めたいというふうに思います。

○事務局（特命担当課長）　まず、最初に私の方から、開発事業者のためではないかというような部分につきましてお答えさせていただきますけれども、今回この都市マスターplan、ある意味このマスターplanの中で、今江東区の面積の中で5分の1ぐらいは、まだ人が住んではいけないようなエリア、いわゆる工専とかそういういったエリアがあります。

そういうところについて、その辺は江東区といたしましても、地権者とも協議しながらですけれども保全するものは保全していくような形でのまちづくりを誘導していきたいというふうに考えております。

○事務局（交通対策課長）　私からは駅舎の部分についてございます。東陽町駅並びに南砂町駅の駅舎については、我々にもさまざまな声が寄せられているところでございます。この間いろんな対応をしているところなんですが、南砂町駅につきましては大規模改修に向けた対応をする

のような形で東京メトロとも話しているのですが、確定ではございません。

また、それにあわせて東陽町駅につきましては、さまざまな制約がございまして、抜本的な駅舎の改修は8号線が延びてくるまでは難しい。ただ、それまで何にもやらないというのではないのです。やれることはメトロとしても検討するという話の部分でもって調整しているところではありますけれども、なかなか進まないのが現状でございますけれども、我々はその旨、今後もメトロと強く、駅舎改善をやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○会長職務代理 よろしいですか。どうぞ。

○委員 これから地区計画づくりに入るというので、どういう体制で、どうやっていくのかというのが、とても関心があるのですけど、ぜひ、しっかりやっていただきたいということで、要望したいと思うのです。

きのう、亀戸三丁目に住んでいらっしゃる方々何人かと話す機会があったときに、最近、家を売ってくれ、土地を売ってくれという業者さんがよく尋ねてくる。それからチラシもよく入っている。借地を出て行ってくれとか、アパートの立ち退きをしてくれという話がいろいろあるということ。スカイツリーができて、すぐそこなので、そこで、ここはもうかる土地ではないかという人たちが入ってきているのかなという話になったのです。

江東区でスカイツリーを考えたときに、亀戸地域の観光に何とか引っ張ってこようではないかという話もありましたし、ここでも、スカイツリーの活用を視野に入れた観光機能ということで書かれているのですけれども、一つは、歴史的いろいろな建物もある中で、そういう外から入ってくる開発の業者さんたちがまちをどんどん変えていく流れもあるなと思いますし、それから、今まで歴史拠点を大事にして観光を活性化させたいという地元の商店街を始めとした皆さん思いも本当に切実でそのとおりだと思います。そういう中で、そこに長年住んできた人たち、高齢者が立ち退きを迫られているという状況もあるわけです。

それぞれ立場が違うと、今まちをどうしていきたいかというのは、やっぱりそれぞれの思いがいろいろ絡み合って動いていくというのを

実感したのです。

それは、そこで地域のマスタープランをつくっていくとなると、そういうところにふたをしないで、それぞれの皆さんのがぞれの思いや立場や要望をちゃんと出していただいて、では、どういうまちにしていくのかという具体的な話を詰めて計画、プランをつくっていっていただかないと、本当に住みやすい、観光客が来て楽しい、うれしい、活気のあるまちにはならないと思うのです。なので、そうなると、何人か集まっていたら、そこそこに形だけやって、プランができましたということでは終わらせてほしくない。

今話したところは、亀戸だけでも京葉道路からずっと北の方の地域だけでもそれだけのことがあるわけで、これでいくと、亀戸、大島を含めて全部で話し合いしていきましょうということになると、そういうさまざまな地域の実情に応じた、亀戸は都市機能の駅が中心だということになっていますし、それから西大島の方は西大島駅中心にまたある。それぞれのところの核を中心にどうするかという、近隣の思いというのは大分かなり違ってくると思うのです。その辺は丁寧に意見を拾い上げていただいて、きっちりお互いが合意できるような、一致点を見つけるところまでの取り組みを行政が中心になってつくり上げていただきたい。ぜひ、これはつくり方として要望したいと思います。

○会長職務代理 ご要望ということで。ありがとうございます。

ほかに。

○委員 環境負荷の低減の、このマスタープランの中で50ページになるのですけれども、エネルギーの効率利用の促進とあるのですが、その中に、地域冷暖房のことが書いてあります。これは具体的になりますが、大規模な開発に際してとうたってあるのですけども、この地域冷暖房は、大規模な開発部分であれば、当然省エネの効率化は、パーセント、量、非常に大規模であればあるほど大きくなるのですけども、やや中規模や小規模でも、要は省エネに関しては、かかってくると思うのですが、ここは大規模な開発に際してと、要は限定をしているこの理由を、まず伺いたいと思います。

また、そういった中で、「都と連携して事業者へ働きかけていくと」あるのですけれども、具体的にはなかなかすぐにはと思うのですが、

どのように事業者に働きかけていくのか伺いたいと思います。

○事務局（特命担当課長） まず、「大規模な開発に際しては」と限定させていただいている理由としまして、地域冷暖房ということをイメージしております。ここの中で、都市計画マスタープランというその範疇の中で特に重要だと思われること、江東区はこれからも大規模なそういった開発がある中で、絶対漏れないような形で、大きな開発のときにしか入られないようなものを特に入れたいということで、こちらに、こう限定期に書かせていただいている。

今、委員からご指摘ありましたとおり、個別の住宅とか、そういうたところにつきまして、この都市計画マスタープランの中でもそうですし、住宅マスタープラン、環境基本計画といった中で書き込みをしながら、環境対策を進めていきたいと考えております。

次に「東京都と連携して」という部分になります。こちらは、そういう大規模な開発計画のとき、今回この都市計画決定というところが絡んできまして、大体、東京都が絡んでくる。そういうようなことが予想されますので、東京都と連携しながらというような記載をさせていただいております。

○委員 都と連携ということありますけれども、江東区で、これは26ページになりますけれども地域冷暖房、こういった施設に関しては、江東区で今3カ所で行われているわけでありますけれども、基本的にこういった活用エネルギーなども見ていきますと、要は民間だけではなくて公共施設などでもこういった形で多く取り上げられております。そういった中では、これは街区、地区単位という形で、江東区の中のそういう部分を示しているのかもしれませんけど、要は単なる事業者だけではなくて、こういった公共施設の中でいろいろな見本を見せながら進めていくことが非常に大事かなと思っております。

大手町で、基本的にはこの地域冷暖房が大きな形で進んでいるのですけども、ここに関しては協会をつくって、地域の方がその協会に相談をしていくと、メリットが大きな形であるということを、大手町界隈の方たちは認識をしておりまして、協会に相談をして、こういった地域冷暖房が次から次へと進んでいっている事例などもあります。

具体的になりますけど、そういう形でこういった3カ所で区内で行っているわけでありますから、そういう課題、メリットなどを区

としてある程度把握をして、こういった事業者に働きかけも、そういった具体例を、メリット、デメリットといった部分をいろんな形で誘導しながら話をしていけると、こういったものをやってみたいという形につながっていくのではないかと思います。

そういう中では、先ほど言ったように、大きなものを入れていきたいということで大規模とありましたけれども、家1軒でなくて、ビル一つ、またマンション一つ、あとアパートでもこういった地域冷暖房が非常にできていけると、省エネのパーセントは非常に少ないといますけれども、進めていって、メリットをもっともっとアピールできれば、大きく進んでくるのではないか。

やっぱり、そういうところを把握しながら、こういったマスター プランの作成がしていけると、ある程度、方向性も出て、区の方としては、いろいろな区民の方のニーズをすべて把握していくのは難しいかなと思うのですけど、先ほど言ったように大手町の協会に話を聞きに行ったりとか、そうやっていくと、次につながっていくのではないかと思うのですけども、その辺はいかがでしょうか。伺います。

○会長職務代理　　いかがですか。どうぞ。

○事務局（特命担当課長）　委員ご指摘のとおり、今回この都市計画マスター プランの中におきましても、環境まちづくりというのは大変重要なことだというふうに認識しております。前回の都市計画マスター プランの中で、その環境という切り口が余りなかったんですけども、今回は大きな章を部門別の一つとして設けまして進めているところです。

来年度から地区別のまちづくり方針を策定していく。先ほどご報告させていただきました中で、まちづくりのモデル、区民と一緒に先導的なまちづくりのモデルをつくっていくという中で一地区、環境という形でのフレーズで、ある意味、まだモデルという段階ですけれども、そのような形を考えております。

その検討の中で、先ほどご提案がありました大手町の協議会にも話を聞きながら、具体化に向けて頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○会長職務代理　　ありがとうございました。はい、委員さん。

○委員　　先程スカイツリーの話が出たので思い出したのですが、墨田区の觀光協会理事は、「スカイツリーが墨田区の商業にとって最後のチャン

スである。これを逃したら、墨田区の商業は、今までだめになってしまうだろう」と考えて取り組んでいるみたいなのです。

一方、江東区では、「墨田区と提携して」と書いてあるのですがどう提携していくのか、とか墨田区はどう考えているのかや墨田区は江東区と一緒にやる気があるのか又商工会議所の江東支部の人たちは、そこら辺どう考えているのかについて、実現性を含め具体的にこのマスタープランをつくるときに確認検討していますか。それをお聞きしたい。原則的にはその後マスタープランに書き込み、墨田区の観光協会の方と再度話をして、話を続けていったらしいのではないか。

このマスタープランは絵空事なのか、ちゃんとまちの商業者のためを考えているのですか。ただでさえ地盤沈下をしているみたいですから。今、豊洲等南部地区の商業活性化は東京都等のおかげです。そこら辺についての心構えを教えてください。

○事務局（特命担当課長） 私の方でも、亀戸の観光協会の会長さん、あと亀戸の町会の方々といろんな意見交換はさせていただいております。そこで中で、立場によっていろんな意見があるというのを把握しております。

先ほど、これから地区別のまちづくり方針をつくっていく中、あと、その中でまちづくりモデルという中で、その辺の合意形成までいけるかどうかわかりませんけれども、1年でできるとはなかなか難しいかなとは思っているのですけれども、継続的な話し合いをちゃんとやっていくという形が大事だと思っていますので、そのような形で進めてまいりたいと思っています。

○委員 頑張っていただきたいなと思います。ただ、スカイツリーはどんどんできてしまいますが、待ってはくれませんよ。それから、皆さんの意見を聞くのは大事ですよ。大島へ持つてこい、亀戸へ持つてこいというような、そういうような話は当然あるでしょう。当たり前の話ですそんなものは。そういうものを、江東区全体にとってどうしたらいいのかと考えて、まとめていかなければいけないんでしょう。

回答は要らないですけれども、多くのまちづくりは商店街の力で出来ているのです。だから、商店街の力をどう活性化していくのかは大変大事なことだと思います。大規模商業施設ができました、「商店街の皆さん頑張ってね」と言うだけではだめです。商店街をどう活性化させていくのか知恵を出していただきたい。

もちろん、商店の人は言われるまでもなく頑張っていますよ、当たり前の話。そういうことも含めて、より良い仕事をしてください。

○会長職務代理 貴重なご意見ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○委員 今、商店街の話もちょっと出ましたが、スカイツリーができても、江東区と墨田区では話し合ったことはございません。なぜかというと、墨田区は、どちらかというと、台東区の浅草観音様とか、上野の公園地区と重点的に話をしているようでございまして、例えば亀戸へ来るとか門前仲町へ来るとかということは、今のところ話がございません。

これはなぜかというと、歴史的なものもあるでしょうけれど、交通状態が隅田川で遮断されたような感じになりますから、そうなってしまうのだろうと思うのですが、こういうことをもう少し、例えば砂町に、6月にイトーヨーカー堂ができます。それから亀戸にも、もう一つ水道局跡に大型店ができるという話もありますが、そういうのをいつも後手後手でくるのです。反対していても、大型店があるのは江東区が、23区で1、2位なのです。それほどなのに依然としてつくるとなると、みんな今の法律にはかなっていて、我々の出る場所がないのです。せいぜい、環境で自動車の渋滞をやめてください、それから不良化防止になりますよということだけです。

人口もふえるけれども、これから先へいくと、ああいう大型店の周り500m、約5分か10分で通えるところはいいですが、そのほかの商店街は全部つぶれてしまうというのが本当だと思うんです。つぶれなくても、今、「買い物難民」というのがございますが、もう現に出ているはずです。そういうところの人が結構出ているのです。だから、そういうことも考えないと、人口はふえているからといって、いずれは減るのですから。日本の社会は、減るのは決まっているのです。そういうことも考えると、規制とか活性化、さっき言われたように、この54ページの地域のにぎわいに、まるで憲法みたいなことを書いてありますけど、これは、こんなものでは、とてもとても、町中が活性化するということにはなりません。

現に商店街も、私が商店街の会長になって6年、その前に2年ありましたけど、6年としますと、その間に商店街がもう三つぶれています。あと我々の商店街もそうなのですが、もうやめたいと。た

だ、単なるまちの集まりでいいのではないかと。街路灯までつけさせられないというあれがあるのですよね。ここに五建の所長さんもいますけれど、街路灯をあそこにつくるのに書類は出さなきやならない。バスを止めようとしても、東京都の交通局からいろいろなところに全部許可をとる、警察、それからやると、バス1台を止めるのにも半年もかかるのです。そういうことが、非常に複雑になっているので、もう一つ、区が窓口に立って、簡単に、「ここへ、今度お祭りで、こういう許可を取りたいのだけれども」と言ったら、江東区の観光課でもいいですが、そういう窓口があって、そこへ行ったら全部やってくれるというような手段でもないと、これからはみんな都心とかそういうところに持っていくかれると思うのです。

例えば、話が長くなりますけれども、箱根駅伝がありますね。あれだって日本橋の商店街は、わざわざ自分の家の前を通らしちゃったんです。東京国際マラソンもスカイツリーの方から、こっちへ回って、何も銀座の方を2回も3回も往復することないです。スカイツリーから墨田から、こっちへ来て、門前仲町へ行って、月島へ抜けてもいいし、あるいは明治通りを通っていただきても、そういうような方法も一つの手段があるんじゃないかなと思うんですが、これどうでしょかね。

○会長職務代理　　いかがですか。

○事務局（都市整備部長）　マラソンの話はなかなか難しい面もあるうかと思います。

一つだけ、スカイツリーの話をさせていただきたいと思うんですけども、墨田区との協議という話ですけれども、これにつきましては詳しい内容が私どもは余り聞いていないのですけれども、私ども文化観光課を中心にいたしまして、特に亀戸は近いですから、亀戸にいい波及効果が及ぶようにというようなことで、文化観光課と土木、交通の関係が主になります。それから亀戸の観光協会と墨田区のそういった方たちとで、結果はどうなるかは別にして、例えば船便を亀戸の方に持ってくるとか、バス便を亀戸の駅の方にとか、回遊性をつくるとか、そういう協議はしているようでございます。

そういう努力をしながら、スカイツリーも、墨田区さんも自分のところひとり占めということではなくて、江東区へも何らかの効果があるようないいようなことは言っておりますので、今そういう協議

をしているということはご理解いただきたいと思います。

○会長職務代理 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長職務代理 それでは、ご質問・ご意見が出つくしたようでございますので、以上をもちまして、本日の審議案件並びに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして第121回江東区都市計画審議会を終了させていただきます。ご協力、どうもありがとうございました。